

平成 27 年 4 月

関 係 各 位

大 阪 税 関

「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対してご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

我が国においては、依然として覚醒剤等の乱用薬物が蔓延した状況にあり、また、国際テロリスト等によるテロ行為の発生が懸念されている中、警察、海上保安庁等の関係機関と連携を強化しつつ、積極的な水際取締りを実施しているところです。

こうした中、大阪税関においては、国民の安全・安心を確保するため、覚醒剤・麻薬・危険ドラッグ等の不正薬物、拳銃等の銃器の密輸阻止及びテロ行為等の未然防止を最重要課題の一つとして位置付け、本年 5 月 7 日（木）から 5 月 31 日（日）までの期間を「薬物及び銃器取締強化期間」として、水際取締りを更に強化することとしましたので、格段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、不正薬物、拳銃等の密輸及びテロ行為等に関する不審な情報がありましたら、どんな些細なことでも結構ですので、

最寄りの税関又は密輸ダイヤル（24 時間受付：携帯からでも無料）

シ ロ イ ク ロ イ

フリーダイヤル 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1

まで、ご一報下さいますよう重ねてお願いいたします。

薬物及び銃器取締強化期間

平成27年5月7日(木)～31日(日)



麻薬・拳銃の密輸阻止のため、
税関検査や情報提供などにご協力くださ
い。



密輸に関する情報などあれば、下記までお電話ください。

密輸110番(フリーダイヤル)

0120-461-961

(24時間受付:携帯からでも無料)

大阪税関